

寒河江市財務規則及び寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月19日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市規則第30号

寒河江市財務規則及び寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則の一部を改正する規則

(寒河江市財務規則の一部改正)

第1条 寒河江市財務規則（昭和46年市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第34条の4第7号中「督促手数料、延滞金」を「延滞金」に改める。

第79条第4項を次のように改める。

4 指定金融機関は、第1項の歳入金のほか、納期限を経過した歳入金については、所定の延滞金も同時に領収するものとする。

(寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則の一部改正)

第2条 寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例」を

「寒河江市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収条例」に、「第4条」を「第3条」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。